

お知らせ版

～税・申告特集～

編集・税務住民課 TEL68-6692

確定申告の受付について

以下のとおり所得税の確定申告の受付をしますので、ご利用ください。

受付内容	日時・場所	持参するもの
役場職 申員 告に 受よ 付る	2月16日(木)～ 3月15日(木) (土・日曜日を除く)	・印鑑・源泉徴収票など収入のわかるもの ・昨年の申告書の控え ・生命保険、地震保険・国民年金保険料等の支払証明書 ・その他申告に必要なもの ・還付の場合は還付先の口座番号
	9:00～12:00 13:00～16:00 保健センター2階 (小会議室)	

※午前中の受付人数が多い場合は、午後になる場合があります。

※土地建物(マイホーム等)や株式等の譲渡などにより、確定申告を行う方は、特例などを受けられる場合がありますので、税務署にご相談ください。

【近隣で行う税務署職員による確定申告出張相談日】

- ・いすみ市役所:2月21日(火)、22日(水) TEL 62-1111
 - ・勝浦市役所 :2月23日(木)、24日(金) TEL 73-1211
- 時間はそれぞれ9:30から16:00 (受付は 15:00 まで)

※持ち物については上の表に掲載したものと同じです。

詳細については各市役所へお問い合わせください。

○所得税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納期限までに納付する必要があります。納付用紙等は税務住民課税務班窓口にも用意してあります。ご利用ください。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

農業者戸別所得補償金の申告について

農業者に対する農業者戸別所得補償金は、農業所得として申告が必要です。交付決定通知日の年分の所得として収入金額(雑収入)に算入してください。

※申告相談の際には、必ず「交付決定通知書」をお持ちください。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

茂原税務署からのお知らせ

茂原税務署では、確定申告期間中[2月16日～3月15日]の休日(土、日)の業務は行なっていないのでご注意ください。

【問い合わせ】茂原税務署 TEL0475-22-2166

扶養控除について

所得税と住民税の扶養控除が以下のとおり改正されました。

区分	扶養控除対象者の年齢	改正前控除額	改正後控除額
所得税	16歳未満	38万円	0円
	16歳以上～19歳未満	63万円	38万円
住民税	16歳未満	33万円	0円
	16歳以上～19歳未満	45万円	33万円

扶養控除が受けられるのは年齢16歳以上となりました。また、16歳から19歳未満の扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。なお、19歳以上23歳未満の特定扶養は従来どおりです。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

義援金の取り扱いについて

個人が義援金等を支出した場合、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなどは特定寄附金に該当し、寄附金控除の対象となります。

詳しくは税務署または税務住民課税務班へお問い合わせください。

※個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

医療費控除をされる方へ

医療費控除をする場合は、高額療養費や生命保険会社から支給された金額(補てん金)等を除いた医療費を申告することになります。申告相談の際には必ず支給額のわかるものを持参ください。なお、医療費控除には領収書(原本)を添付しますので、高額療養費支給の申請をされる方は、領収書の写し(コピー)の保管をお願いします。

なお、後期高齢者医療保険該当の方は、高額医療費支給申請時に領収書の添付は必要ありません。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

公的年金等に係る確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告は必要です。なお、生命保険料控除や医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

平成24年度町県民税の申告について

平成24年1月1日現在御宿町に住所を有し、平成23年中に以下の事項に該当された方は町県民税の申告が必要となります。なお、町県民税の申告用紙は2月上旬に配布します。

(1) 給与所得者で次に該当する方

- ・給与の他に営業、農業、年金等の所得のある方
- ・2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・勤務先の事業所等から「給与支払報告書」が役場に提出されていない方

(2) 営業、農業などの事業を営んでいる方

(3) 年金、不動産、報酬、山林、譲渡等の所得のある方

※平成23年中に所得のない場合でも、平成23年中所得証明が必要な方や国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方は、町県民税の申告が必要です。※税務署に所得税の確定申告書を提出する方は、町県民税の申告は必要ありません。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

町県民税の出張受付について

以下の日程で町県民税の出張申告受付を実施します。ご利用ください。

(税務住民課税務班の窓口では、随時受付しています。)

受付日	受付時間	地区	受付場所
2月18日 (土)	9:00～ 10:30	須賀	須賀区民館
		高山田	高山田公民館
		久保	久保区民館
		六軒町	六軒町青年館
	10:45～ 12:15	浜	浜青年館
		御宿台	御宿台集会所
		新町	新町会館
	13:30～ 15:00	岩和田	岩和田青年館
		実谷・七本	実谷区民館
		上布施	上布施コミュニティセンター

※持参するもの

- ・印鑑
- ・源泉徴収票など収入のわかるもの
- ・送付された申告用紙
- ・生命保険、地震保険、国民年金保険料等の支払証明書

※上記の出張受付では、「所得税の確定申告」の受付はできません。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692